

沖縄県土木建築部公告土住第1号

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり企画提案書の提出を公募します。

令和4年8月4日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度風土に根ざした家づくり手引書改訂業務
- (2) 履行場所 沖縄県内
- (3) 業務内容

構成は概ね以下のとおりとする。ただし、受託者は調査職員と協議のうえ、まとめやすいように下記内容の統合又は、順序の変更を行うことができる。また、下記以外にも必要と思われる事項があれば追加するものとする。

なお、本業務を遂行するにあたり必要な資料等を受託者に貸与する。

- ア 現行の「風土に根ざした家づくり手引書」の時点修正及びイ～オの反映を行う。
- イ 改正建築物省エネ法の概要及び改正による沖縄住宅への影響等の調査及び分析
(数値による表示も含む)
- ウ ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）の概要と沖縄型 ZEH（木造、RC 造）の提示
(数値による表示も含む)
- エ ZEH や省エネ適合住宅の事例調査
- オ その他、発注者が必要と認めること

- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月20日まで
- (5) 契約限度額 6,091,800円(税込み)以下で契約を行う。
- (6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「企画提案書」という。）の提出求め、企画書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。

2 応募資格

企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件（共同企業体にあつては、全ての構成員が該当する。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

- ウ 企画提案書の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- エ 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は、沖縄県内に本店（支店又は営業所）があること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表構成員又は構成員のうち1社は、沖縄県内に本店（支店又は営業所）があること。共同企業体の結成に当たっての要件を「2(2)」に示す。
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- カ 応募しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3第2項の規定に抵触するものではない。

(7) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。bにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。bにおいて同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(4) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- i 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ii 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- iii 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- iv 会社法第34条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(d) 組合の理事

(e) その他業務を執行する者であって、(a)から(d)までに掲げる者に準ずる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記(a)又は(b)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- キ 実施方針及び特定テーマが適正であること。
 - ク 当該業務の見積額が 1 (5) に示す契約限度額以内であること。
- (2) 共同体の結成にあたっての要件
- ア 2 社共同企業体とする。
 - イ 自主結成方式とする。
 - ウ 当該業務に関し、2 つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - エ 代表構成員は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
 - カ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。
 - キ 共同企業体の協定書が、公募要領と同時に「共同企業体協定書」によるものであること。
- (3) 代表構成員の実績及び管理技術者等の要件
- ア 代表構成員（又は企業）に関する要件
 - (7) 2 (3) イ に挙げる基準を満たす管理技術者を配置すること。また、別で、担当技術者を当該委託業務に配置すること。
 - (4) 同種又は類似業務の実績
 - 下記に示される同種業務又は類似業務について、平成 24 年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務実績を有さなければならない。
 - a 同種業務：住宅又は建築関係の各種計画、手引書、ガイドライン、その他住情報提供・報告書等策定業務
 - b 類似業務：住宅又は建築関連業務
(同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村、の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が 300 万円以上の業務とする。)
 - イ 配置予定技術者の資格に関する要件
 - (7) 管理技術者
 - 管理技術者は、次の資格を有するものでなければならない。なお、管理技術者は、担当技術者を兼ねることはできないものとする。
 - a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する一級建築士
 - ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件
 - (7) 管理技術者
 - 管理技術者は、平成 24 年度以降から公告日までに完了した業務において、下記 a 又は b の実績を 1 件以上有すること。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。
 - a 同種業務：住宅又は建築関係の各種計画、手引書、ガイドライン、その他住情報提供・報告書等策定業務
 - b 類似業務：住宅又は建築関連業務
(同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が 300 万円以上の業務とする。)
 - エ 配置予定技術者は、過去 3 ヶ月以上にわたり参加表明書及び技術提案者の提出者と直接的な雇用関係にあること。提出者が公益法人等の団体にあつては、会員等として過去 3 ヶ月以上にわたり所属していること。
- 4) その他
- ア 本業務の企画提案仕様書は別添のとおりである。

イ 企画提案書の評価の結果、全ての企画提案書の評価点が 50 点を超えない場合は該当なしとする。

3 受注者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点

イ 技術評価点の算出方法

企画提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

- (ア) 企業の経験及び能力
- (イ) 配置予定技術者の経験及び能力
- (ウ) 実施方針・フロー等
- (エ) 特定テーマに関する企画提案

(2) 受注者の決定方法

受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。

受注者は、受注候補者を指名審査会の審議を経て、決定する。その結果は企画提案書を提出したもの全員に通知する。

4 参加申込書の提出等

(1) 提出期間、提出場所及び方法

ア 期 間 公募開始日から令和4年8月17日(水)まで

イ 受付時間 休日を除く午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法等

持参又は郵送等(メール、ファクシミリ等電送を除く)により原本を提出する。ただし、郵送等の場合は到着確認が可能な手段によるものとし、提出期間内に到着するよう送付すること。

エ 提出部数 2部

オ 提出先 4(2)と同じ

カ 共同企業体の場合は、「共同企業体協定書」を併せて提出すること。

(2) 参加申込書の作成方法

ア 参加申込書は別記様式1～5(枝番含む)により作成すること。また、共同企業体の場合、共同企業体協定書(別記様式11)を提出すること。

イ 参加申込書に記載の資格、業務実績等については証明できる資料の写しを添付するこ

と。

(3) 参加申込書の無効

参加資格条件を満たしていない者等は無効となる。

(4) 提出書類

- ア 参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1
- イ 応募者に対して求める要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1－2
- ウ 企業の実績等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2
- エ 公正取引委員会の排除勧告状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 3
- オ 沖縄県土木建築部に係る指名停止の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 4
- カ 予定配置技術者の経歴等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 5－1
- キ 共同企業体協定書（共同企業体の場合のみ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 11
- ク その他証明等に必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・任意様式

(5) 参加申込書の審査

- ア 期 日 令和 4 年 8 月 19 日（金） 予定 12 時まで、審査結果を次の方法で通知する。
- イ 方 法 提出者に文書で通知（担当者にメール送付）

5 企画書の提出等

(1) 企画提案書の提出等

参加を希望するものは、下記により企画提案書及び確認資料等を提出しなければならない。

ア 企画提案書の提出期間、提出場所及び方法等

- (ア) 期 間 令和 4 年 8 月 19 日（金） から令和 4 年 9 月 2 日（金） まで
- (イ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前 9 時から午前 12 時、午後 1 時から午後 5 時
- (ウ) 提出方法等 持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。
- (エ) 提出部数 2 部（正 1 部、副（正のコピー） 1 部）
- (オ) 提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1－2－2
沖縄県土木建築部住宅課 企画班
電話番号 098-866-2418

イ 企画提案書の作成方法

企画提案書は、別記様式により作成し、別記様式－6 を表紙として提出すること。

(ア) 実施方針・業務フロー、工程表

業務の実施方針、業務フロー、工程表について簡潔に記載すること。記載に当たっては、A4 版 1 枚に記載すること。

(イ) 特定テーマ

公募要領 1 業務の概要(4)業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

記載にあたっては、1テーマにつきA4版1枚以内に記載すること。

ウ 見積書

(ア) 今回の企画提案については、1(5)に示す契約限度額以下の範囲内(消費税込み)で見積もること。様式は任意とする。

(イ) 契約期間中において消費税等の率が改正された場合は甲乙協議のうえ、改正後の税率により定める。

エ 企画提案書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

オ 企画提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、企画書に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。企画提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。

カ 共同企業体申請書の提出

共同企業体の場合は、共同企業体資格審査申請書及び共同企業体協定書を持参により提出しなければならない

(ア) 期間 上記ア(ア)と同じ。

(イ) 提出方法 原則持参とする。

(ウ) 部数 1部

(3) 受注者の決定日

受注者の決定は、下記の日時までには決定する予定である。なお、企画提案書を提出した者には、3(2)により通知する。

ア 日 時：令和4年9月12日(月)(予定)

6 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第1号から第6号のいずれかに該当すると認められる場合には、その全部または一部を免除することができる。

7 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の企画提案書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者

の評価は無効とする。なお、虚偽の記載があった場合は指名停止を行うことがある。

8 企画提案書等の内容の変更について

企画提案書の提出期限後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。

9 配置予定技術者の確認

企画提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

10 支払条件

精算払いとする。

11 非選定者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

(1) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限：非選定の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：公告文14(6)の場所。

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 回答

説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

12 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

13 その他留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画書は返却しない。なお、提出された企画書は、選定及び技術点の算定以

外に提出者に無断で使用しない。また、提出された企画書は公開しない。

- (4) 提出期限以降の企画書の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 公募要領を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) 問い合わせ先
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
沖縄県土木建築部住宅課 企画班
電話番号 098-866-2418
- (7) 詳細は公募要領による。